

平成19年12月20日

## 「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見募集

総務省では、3年に1回行うこととしている電波利用料の見直しに向けて、本年4月より「電波利用料制度に関する研究会」（座長：多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授）を開催しました。同研究会では、電波の適正な利用の確保のために行われている電波利用料財源を用いた事務の内容の検証を行うとともに、電波利用料の負担における一層の公平性の確保について検討を行い、次期電波利用料の制度、使途、料額の在り方について取りまとめた「電波利用料制度に関する研究会」報告書を本年7月26日に公表しました。

このたび、同報告書を念頭に、次期電波利用料の料額算定の考え方について、「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」（別紙1(PDF)）として取りまとめましたので、平成20年1月15日（火）までの間、無線局免許人等広く皆様から意見を募集します。

## 1 経緯

平成5年度の電波利用料制度導入から14年が経過しましたが、導入当初に比べ、電波利用のブロードバンド化、モバイル化、デジタル化の動きが加速度的に進行するとともに、電波を利用する高度な新ビジネスが次々と展開されています。すなわち、電波は、ユビキタス社会を実現するための必要不可欠な基盤となっており、有限かつ稀少な電波の有効利用の重要性は、今まで以上に大きなものとなっています。こうした状況の変化に応じて、電波利用料制度についてもその見直しを含めた検討の必要性が提起されています。

このため、本年4月より「電波利用料制度に関する研究会」を開催し、電波利用料制度の見直しに向けた検討を進め、本年7月26日に「電波利用料制度に関する研究会」報告書を公表しました。

このたび、総務省では同報告書を踏まえて、「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」を取りまとめました（別紙1(PDF)）ので、無線局免許人等広く皆様から意見を募集します。

## 2 意見募集の対象

「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」（別紙1(PDF)）

## 3 意見提出要領

意見募集要領（別紙2(PDF)）を御覧ください。

## 4 意見提出の期限

平成20年1月15日（火）午後5時（必着）（郵送の場合も平成20年1月15日（火）必着とします。）

## 5 今後の予定

電波利用料の料額について、皆様から頂いた御意見を踏まえ、検討を進める予定です。

### <関係資料>

#### 【電波利用料制度】

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/fees/index.htm>

#### 【電波利用料制度に関する研究会 報告書】（平成19年7月26日 報道発表）

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070726\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070726_6.html)

#### 【電波利用料制度に関する研究会】

[http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/denpa\\_ken/index.html](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/denpa_ken/index.html)

（会合での使用資料は、総務省総合通信基盤局電波利用料企画室において閲覧できます。）

#### （連絡先）

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

担 当：越後課長補佐、望木(もぎ)係長、本庄官、納見官

電 話：（直通）03-5253-5880

F A X： 03-5253-5882